

指定給水装置工事事業者の皆さまへ

指定給水装置工事事業者制度の更新制度【説明資料】

川根本町役場 暮らし環境課



1.指定給水装置工事事業者制度の概要



指定給水装置工事事業者制度の概要

水道法の指定基準に基づいた事業者を指定し、適正な工事の施工確保を目的として定めた制度

基本事項

- 1) 給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定することのできる制度である。
- 2) 指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとした。
- 3) 水道事業者による指定の基準を法で全国一律に定めている。

指定給水装置工事事業者制度〈平成8年 法改正の経緯〉

従来の指定制度(平成8年以前)

- 新築住宅等に給水管を引こうとする場合、水道事業者の所有する配水管に孔(あな)をあける工事が必要。
- 給水装置(蛇口やトイレなどの水道用品)の不適正な工事は、漏水事故を引き起こすばかりではなく、水質の異常など利用者の健康に直結する事態を招きかねない。

各水道事業者は条例等に基づき給水装置工事の施工業者をそれぞれ指定

指定要件が水道事業者によってまちまち(独自基準)

- ・市町村の条例等に基づく技術者の資格試験や講習会等の実施
- ・給水区域内に事務所を有することなど

指定要件に関する規制緩和の要請

(行政改革委員会意見等)

- ☆全国レベルの新たな資格制度
- ☆参入制限とならない
- ☆客観的かつ合理的
- ☆全国一律

現行の制度、水道法改正(平成8年)

【指定給水装置工事事業者制度】

- ・各水道事業者は給水装置工事を施行する者を指定できる(水道法第16条の2)
- ・指定要件の全国統一化・明確化(水道法第25条の3)
 - ⇒指定要件(3項目):給水装置工事主任技術者の選任、工具の保有、欠格条項
- ・給水装置工事主任技術者は技術上の管理を担う者として国家資格化(水道法第25条の4)

指定給水装置工事事業者制度

給水装置の構造及び材質(法第16条)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

給水装置工事(法第16条の2)

水道事業者は、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。指定をしたときは、水の供給を受ける者の給水装置が水道事業者は指定を受けた者の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

供給規定【条例】(給水装置の新設等の申込み)

給水装置の新設等をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

⇒各水道事業者は条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

指定の基準(法第25条の3)

水道事業者は、申請者が指定の要件に適合するときは、指定しなければならない。

(指定の要件)

1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任
2. 省令で定める機械器具を保有
(管の切断用器具、管の加工用器具、水圧テストポンプ等)
3. 欠格要件に該当しない

指定の取消し(法第25条の11)

1. 指定の基準に適合しなくなったとき
2. 給水装置工事主任技術者の選任・届出義務違反
3. 事業の変更等の届出義務違反
4. 事業運営の基準違反
5. 給水装置工事主任技術者の立ち会い応諾義務違反
6. 報告等の応諾義務違反
7. 水道施設への機能障害
8. 不正の手段により指定を受けた場合

給水装置工事事業者の義務

変更の届出等(法第25条の7)

指定給水装置工事事業者は、事業を廃止、休止し、若しくは再開したときは、水道事業者に届け出なければならない。

事業の基準(法第25条の8)

指定給水装置工事事業者は、省令に定める事業の運営基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

＜事業の運営基準＞(施行規則第36条)

1. 選任した主任技術者のうちから、工事毎に主任技術者を指名すること。
2. 配水管からメータまでの工事に適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させること。
3. あらかじめ承認を受けた工法その他の条件に適合するように工事すること。
4. 主任技術者等への研修の機会を確保するよう努めること。
5. 基準に適さない材料、工具を使用しないこと。
6. 主任技術者に工事に関する記録を作成させ、3年間保存すること。

給水装置工事主任技術者(法第25条の4等)

給水装置工事主任技術者(国家資格)は、給水装置工事に関する技術上の管理等の職務を担う。

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会で示された基本的な方向性

○指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入について

- ・指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定に一定の有効期間を設け、一定期間で更新しなければ失効するものとするべき。
- ・水道事業者は、更新時に水道法に規定する指定の基準（選任する主任技術者、工具類の保有、欠格条項）について確認する。
- ・更新の申請に併せて、配管技能者の従事状況、主任技術者等の研修機会の確保状況等の事業の運営の基準に規定される事項を確認するとともに配管技能者の資格、指定工事事業者の講習会受講状況、修繕対応の可否等について確認することも考えられる。

現 状

- ・従来は各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に水道法を改正し、法に基づく全国一律の指定基準による現行制度が創設。
- ・現行制度により、広く門戸が開かれ、工事事業者の指定数は増加。（H9:2万5千者⇒H25:22万8千者、約9倍に増加）
- ・現行制度は新規の指定のみであり、廃止、休止等の状況が反映されづらく、また水道事業者は指定工事事業者の実態把握や指導等が困難な状況でトラブルも発生。
（所在不明な指定工事事業者:約3千者、違反行為件数:1,740件/年（うち、無届工事が839件）、苦情件数:4,864件/年（H25末厚生労働省アンケート調査より））

⇒ 指定工事事業者として給水装置工事を適正に行うための資質が継続して保持されるとともに、実体との乖離を防止する仕組みが必要。

主な論点

- 指定に一定の有効期間（更新サイクル）を設けるべきではないか。
- 以下のような事項については、水道事業者が指定の更新時に併せて確認することが可能ではないか。

事業運営の基準（施行規則第36条）に関するもの

- ・技能を有する者の従事
- ・主任技術者等への研修機会確保等

通知、その他によるもの

- ・指定工事事業者への講習会
- ・技能を有する者の資格
- ・修繕対応の可否等

主な論点と対応案

○指定に一定の有効期間(更新サイクル)を設けるべきではないか。



- ・指定に有効期間を設け、更新制とすることとし、水道法に規定する指定の基準(選任する主任技術者、工具類の保有、欠格条項)について確認することとしてはどうか。
- ・指定の有効期間を5年としてはどうか。
 - ・実体との乖離の防止、指定工事事業者・水道事業者に与える負担の程度の両面を考慮。

例) 電気工事業 5年(期間は短い方が望ましいが、業界の実態、業者に与える負担の程度を考慮)

建設業 5年(登録等の規制が国民負担の軽減、行政事務の簡素・合理化の観点から延長される方向にあり、更新の申請数が膨大で本来必要とされる業者に対する指導・監督が手薄になっているとの指摘があったこと等から、平成6年に3年→5年に延長)

下水道の排水設備工事業 条例により有効期間が定められており、5年とするものが多い。

○以下のような事項については、水道事業者が指定の更新時に併せて確認することが可能ではないか。

< 例 >



- ・水道事業者や日本水道協会が実施している指定工事事業者の講習会への参加実績、主任技術者等への研修機会の確保の状況
 - ・有効期間内における講習会参加実績、主任技術者等への研修機会の確保状況等
- ・過去に施工した工事に従事した技能を有する者(配管技能者)の資格等
 - ・配管技能者の氏名、資格、雇用関係、工事件数等
- ・指定工事事業者の業務内容
 - ・休業日、対応可能時間、修繕対応の可否、工事種別(新設・改造)等

2.水道法の改正(指定の更新制導入)



指定の更新について

- 令和元年10月1日に改正水道法が施行
- 全ての指定事業者は、**5年ごとに更新手続き**が必要
- 更新の要件は、新規指定時の基準を準用

〈更新の要件〉－水道法第25条の3（指定の基準）－

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うために機械器具を有すること
- ③水道法第25条の3に規定された欠落要件に該当しない者

新規申請

指定（5年）

更新

指定（5年）

更新

指定（5年）

指定の有効期限

最初に指定を受けた日によって事業者様ごと有効期限が異なります。

区分	指定を受けた日	初回更新までの有効期限
①	平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
②	平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
③	平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている事業者の皆さまは、最初に指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

！ 更新手続きをしない ➡ 指定の資格が失効 ！

3.更新スケジュール



更新スケジュール

申請受付を7月から、新しい指定証の交付を9月初旬に行う予定です。

時期	更新事務
7月中	申請期間(書類提出・手数料納付)
8月中	審査期間
9月初旬	指定証の交付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			申請受付	審査期間	指定証の 交付			

4.更新手続き



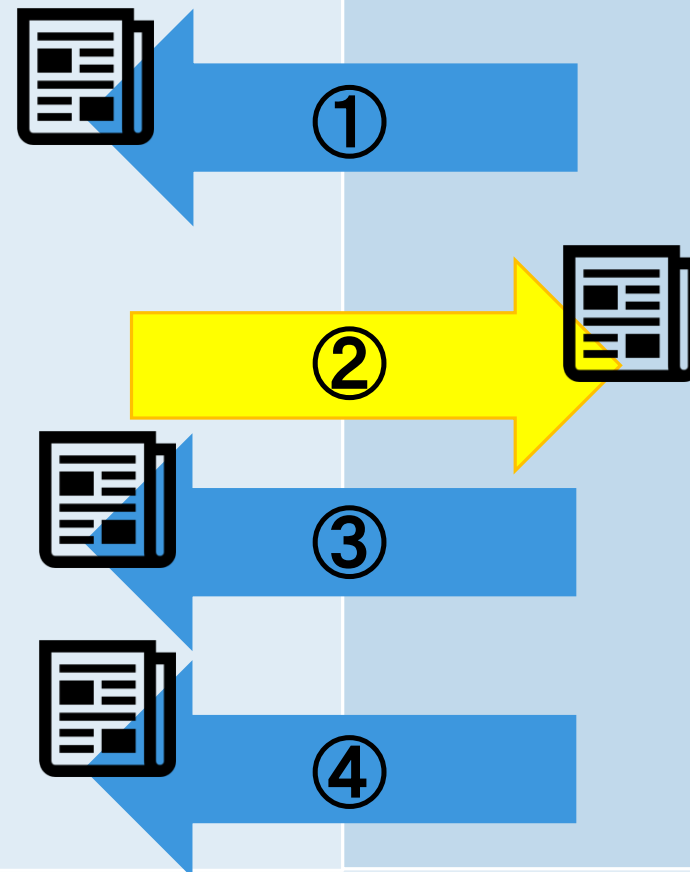
更新手続きについて

更新手順

- ①川根本町役場くらし環境課から、対象の指定事業者へ更新手続きの案内を郵送
- ②指定事業者は、川根本町役場くらし環境課へ更新申請書類を提出
- ③書類確認後、納入通知書兼納付書を郵送
⇒指定の金融機関で手数料を納付
- ④手数料納付確認後、更新後の指定事業者証を郵送

指定事業所

くらし環境課



更新手続きに必要な書類

更新書類についても、新規と更新は同じものになります。

項目	法人	個人
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	●	●
誓約書(様式第2)	●	●
機械器具調書(別表)	●	●
給水装置工事主任技術者免状番号の確認ができるもの(免状又は技術者証の写し)	●	●
定款及び登記事項証明書	●	
住民票の写し		●
指定更新時確認事項届出書	●	●

指定更新時確認事項

指定の更新申請時に4つの項目について確認を行います。

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業日時、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技術を有する者の
の従事状況

※水道法令第25条の8及び第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認



公益財団法人
給水工事技術振興財団

給水装置工事主任技術者
eラーニングサイト

▲TOP

contents

■ 講習用テキスト

- 給水装置の事故事例
- 給水装置の維持管理
- 水道の基礎
- 給水装置工事主任技術者の役割

■ 学習成果試験

- 給水装置の事故事例
- 給水装置の維持管理
- 水道の基礎
- 給水装置工事主任技術者の役割

■ 試験実施履歴

■ ログアウト

公益財団法人給水工事技術振興財団
〒163-0712
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
小田急第一生命ビル12階
TEL (03)6911-2711
FAX (03)6911-2716

給水装置工事主任技術者 e ラーニング

eラーニングは無料で利用できます。
お勤め先やご自宅のパソコンから、手軽に随時、何度でも繰り返し
自己研修できます。
このeラーニングを受講できる方は、給水装置工事主任技術者のうち
当財団発行の「**給水装置工事主任技術者証**」をお持ちの方となります。
なお、テキストの各科目ごとに理解度を確認するための学習成果試験
がありますので、ご利用ください。

[トップページへ戻る](#) ▶

eラーニング

氏名(全角カタカナ) (氏) (名)
主任技術者証番号

ログイン

講習用テキスト

給水装置の事故事例

1 誤分岐接続

道路下には、配水管のほか、同じ材質の工業用水管、圧力式下水管、ガス供給管等が埋設されている。この他、想定外の私設の水管が道路に埋設されていることもある。給水管を分岐するとき、配水管以外の管への誤接続がしばしば起きている。誤接続を防止するために指定給水装置工事事業者(給水装置工事主任技術者)が給水装置工事において事前、事後に調べておくべき事項は次のとおりである。

1) 事前の確認作業

① 図面上の調査

給水装置工事主任技術者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡調整を行うこととされている。また、配水管以外の水管に関しても地下埋設企業の図面により埋設物の調査を行う。

② 明示テープの確認

道路の地下に埋設する電力線、電話線、水道管、工業用水管、下水管、ガス管等は、その名称、管理者、埋設した年度の表示が義務付けられている。テープの色は、水道管は青色、工業用水管は白色、ガス管は緑色等と全国统一されており、明示テープで埋設管の管理者を確認する。

③ 音聴調査

配水管の仕切弁や消火栓を叩き、分岐箇所の配水管で音を聞いて確認する。

2) 分岐後の確認作業

① 水質確認

分岐後は必ず水質確認(におい、色、濁り、味、残留塩素)を行う。水質確認は、事故の重大性と事故事例を考慮すると、給水装置工事主任技術者と水道事業者の職員の両者が実施する慎重さがあってもよい。残留塩素の確認は、簡易測定方法(DPD法)などにより行う。なお、DPD法は、平成15年9月29日厚生労働省告示第318号により規定されている測定方法であり、簡便で一般的である。

給水装置の事故事例

3 ウォータハンマ(水撃作用)

ウォータハンマは、管路に設けた弁の急閉、急開等により管内の流速が急激に変化したときに管内圧力が過度的に変動する現象で、水撃作用ともいう。ウォータハンマの発生により、給水管に振動や異常音が起こり、頻繁に発生すると管の破損や継手の緩みを生じ、漏水の原因ともなる。水撃圧は、流速に比例するので給水管におけるウォータハンマの防止には管内流速を遅くすることが基本となる(一般的には1.5~2.0m/s以下)。また、水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等の給水用具は、作動状況によってはウォータハンマが生じるおそれがある。

ウォータハンマの発生防止措置及び吸収措置は、次のとおりである。

- 1) 給水管の水圧が高い場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し給水圧又は流速を下げる
- 2) ウォータハンマが発生するおそれのある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置する
- 3) ボールタップの使用に当たっては、ウォータハンマの比較的発生しにくい複式、親子二球式あるいは定水位弁等から、給水管口径や給水用途に適したものを選定する
- 4) 水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等を設置する

[前ページ](#)

[目次](#)

[次ページ](#)

学科成果試験

給水装置の事故事例

学習成果試験

以下の問題が正しい場合は、「○」をクリック、誤りの場合は、「×」をクリックしてください。

問題1 道路の地下に埋設する水道管やガス管等の埋設物は、その名称、管理者、埋設した年度の明示テープによる表示が義務付けられており、水道管のテープの色は、白色に全国统一されている。

☐ ☒ ☐ ×

問題2 配水管から給水管を分岐した後は、必ず水質確認(におい、色、濁り、味、残留塩素)を行う。

☐ ☒ ☐ ×

問題3 給水装置と飲用の井戸水配管との接続は、水質的に問題がないためクロスコネクションではない。

☐ ☒ ☐ ×

問題4 ウォータハンマによる水撃圧は、流速に比例するので、給水管のウォータハンマの防止には管内流速を遅くすることが基本となる。一般的には管内流速を1.5～2.0m/s 以下にする。

☐ ☒ ☐ ×

問題5 水槽等にボールタップで給水する場合は、波立ち防止板(波消板)の設置がウォータハンマの防止に有効である。

☐ ☒ ☐ ×

(参考) 指定工事事業者向け講習会

目次

- 1 本講習会実施の背景
- 2 給水装置と構造材質基準
- 3 指定給水装置工事事業者と給水装置主任技術者の責務
- 4 指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準
- 5 給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について
- 6 連絡事項

大阪市の処分基準

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱
(平成22年3月16日制定、平成22年4月1日施行)

違反項目	水道法根拠条文	処分内容
1 指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	指定取消し
2 給水装置工事主任技術者 選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	指定取消し
3 届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	指定取消し
4 事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	指定取消し
5 工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号	指定取消し
6 不正申請	第25条の11 第1項第8号	指定取消し

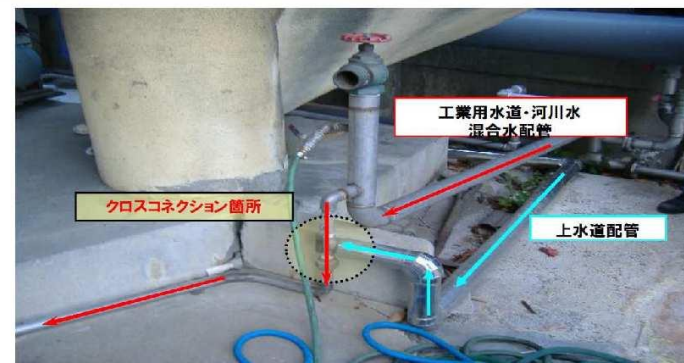
★ 指定工事事業者(給水装置工事主任技術者)の役割

- 水道事業者へ工事の届け出：無届の場合、材質基準等の適合性確認が困難、強いては水質汚染事故の可能性有
- 認証品の確認
- 設置条件の把握
- 適正工事の実施
- 需要者への説明
- 給水工事の記録書による給水用具の把握(顧客台帳の作成)：顧客台帳の作成などが望ましい
- 技術向上及び情報伝達のための研修・受講：主任技術者、作業員の努めた新情報の取得

★ 水道事業者の役割

- 給水装置工事の検査 指定工事店の適正な施工確認、認証器具等の確認
- 情報提供の指導
- 給水用具についての相談対応 需要者相談のための必要情報の収集
- 逆流防止装置の設置など 水道メータ付近への逆止弁の設置による配水管への逆流防止
- 維持管理等に係る指導 必要に応じた念書等の提出

本市における事故事例



出典: 大阪市水道局HP

出典: 厚生労働省

更新書類の提出や更新手数料についてご不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

静岡県榛原郡川根本町上長尾627
川根本町役場 くらし環境課 生活環境室

 0547-56-2236(直通)

 kurashi-kankyo@town.kawanehon.lg.jp